

地域脱炭素化促進事業編

令和7(2025)年 12月

みるひいとチャレンジ
ゼロ・カーボン！



目次

1. 地域脱炭素化促進事業編 の目的 …P. 3
2. 地域脱炭素化促進事業制度とは …P. 5
3. 地域脱炭素化促進事業を促進するための事項 …P.10

1. 地域脱炭素化促進事業編 の目的

- 本市では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロという目標達成に向けて、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進するため、地球温暖化対策推進法第21条第5項および栃木県気候変動対策推進計画別冊に基づき、地域脱炭素化促進事業に関する詳細をとりまとめました。
- 本書は、令和4年3月に策定した「那須塩原市気候変動対策計画」における脱炭素社会実現を目指す緩和策で掲げた 3-5地域脱炭素化促進事業に係る促進区域等の設定 に関する内容となります。本書で定めた内容は、上記計画にあわせて必要に応じて見直します。

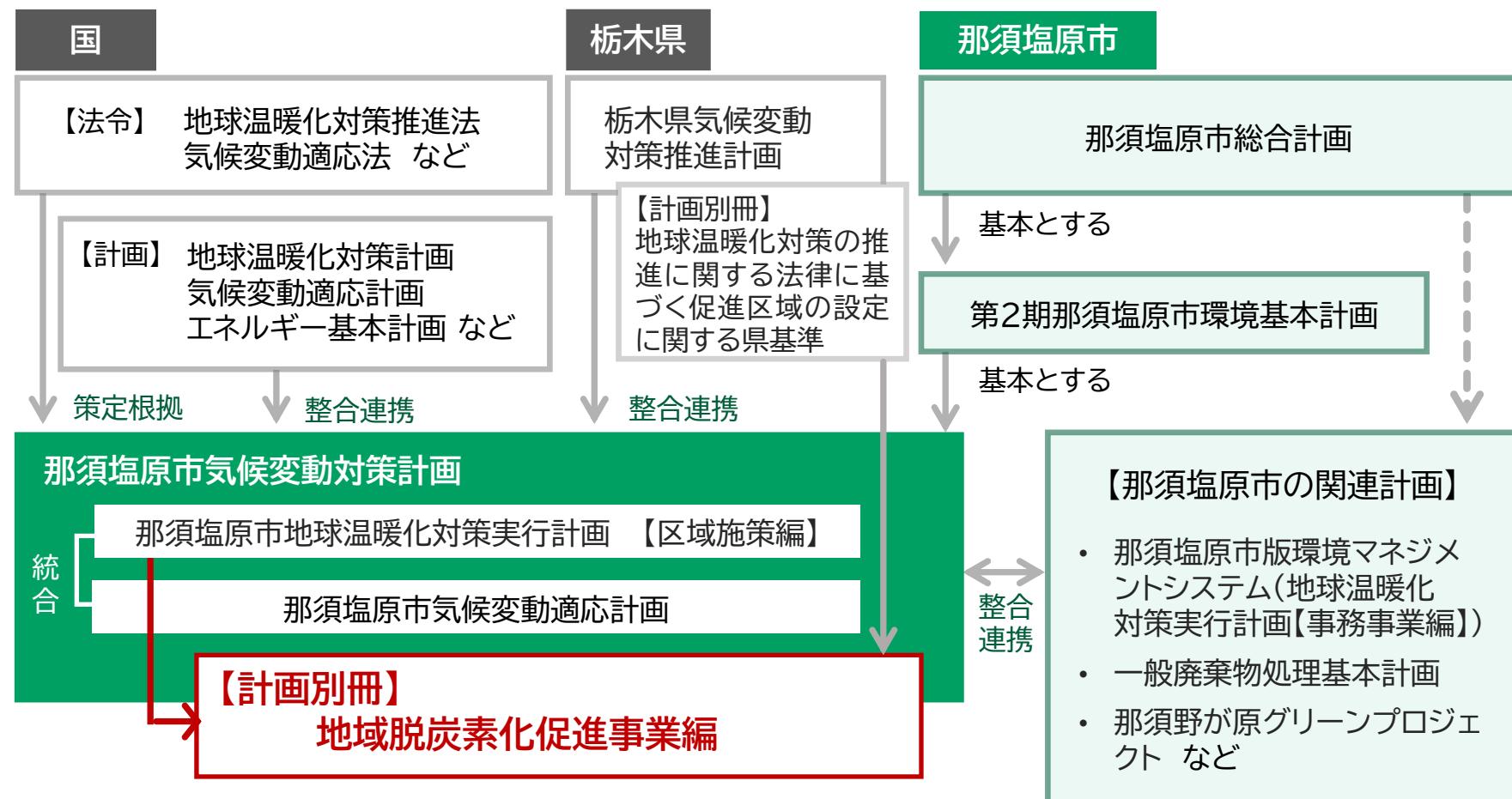


図1-1 那須塩原市気候変動対策と本書の位置づけ

2. 地域脱炭素化促進事業制度

2-1 制度の概要

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律が改正(令和4年4月1日施行)され、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進するため、「地域脱炭素化促進事業制度」が位置づけられました。
- ・ 制度では、市町村は地方公共団体実行計画(区域施策編)において、地域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策を定める場合、以下の事項を定めるよう努めるとされています。

- ① 地域脱炭素化促進事業の目標(法第21条第5項第1号)
- ② 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模(法第21条第5項第3号)
- ③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)(法第21条第5項第2号)
- ④ 地域の脱炭素化のための取組(法第21条第5項第4号)
- ⑤ 地域の環境の保全のための取組(法第21条第5項第5号イ)
- ⑥ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(法第21条第5項第5号ロ)

図2-1 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

2-1 制度の概要

① 地域脱炭素化促進事業とは

- 地域脱炭素化促進事業とは、再生可能エネルギー設備の整備と、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組で構成されます。
- 本事業は、地域の生活環境や自然環境に配慮し、地域の課題解決等に貢献する再生可能エネルギーを導入する仕組みになります。

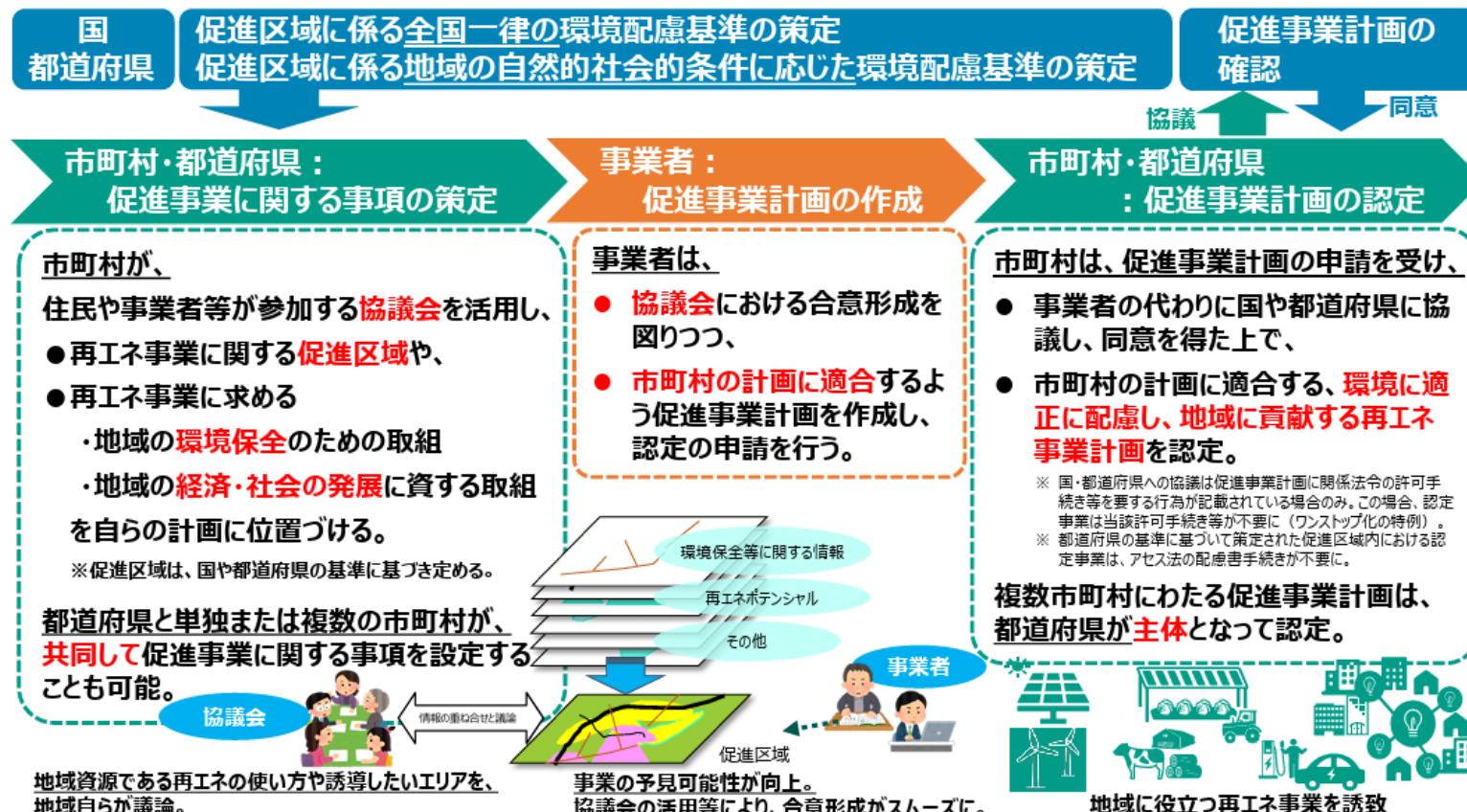


図 2-2 促進事業制度の全体像

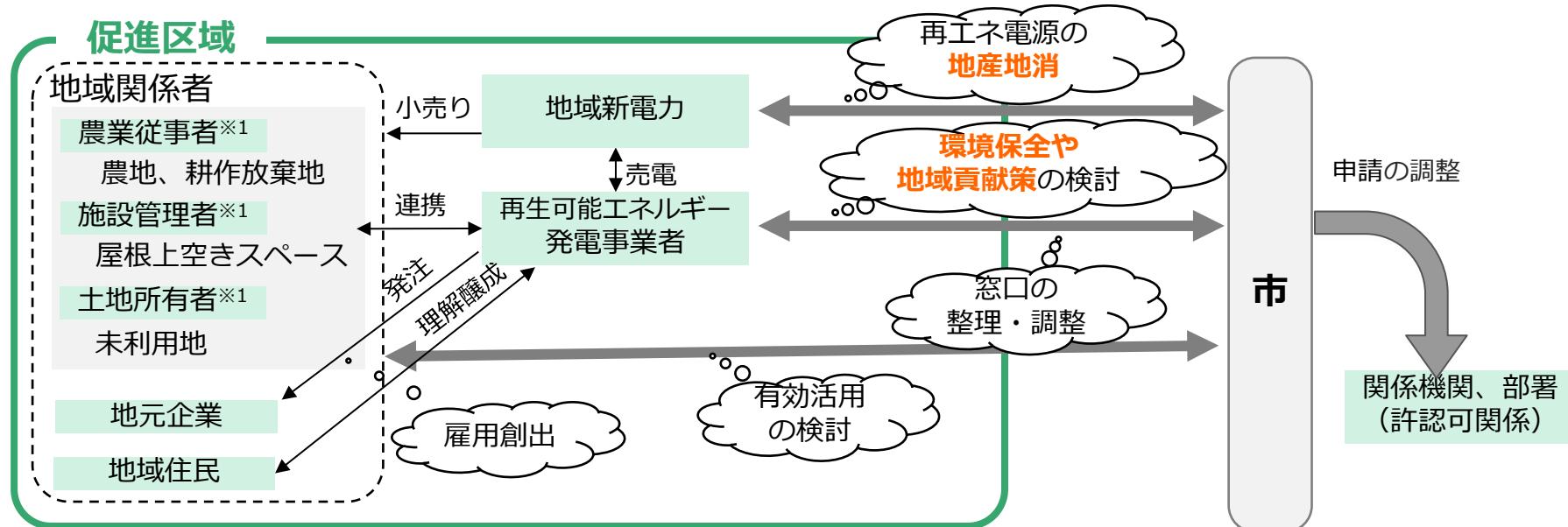
環境省、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル
(地域脱炭素化促進事業編)(令和7年3月) から引用

2-1 制度の概要

② 地域脱炭素化促進事業による効果

- 本制度を適用することで、地域にとって必要な取組(地域環境の保全・地域社会への貢献など)を求めつつ、事業者には手続きの簡略化等の利点が生まれます。
- 地域にとっては、例えば景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境等の保全や、地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に関する課題解決等が期待されます。

<本市における促進事業イメージ>



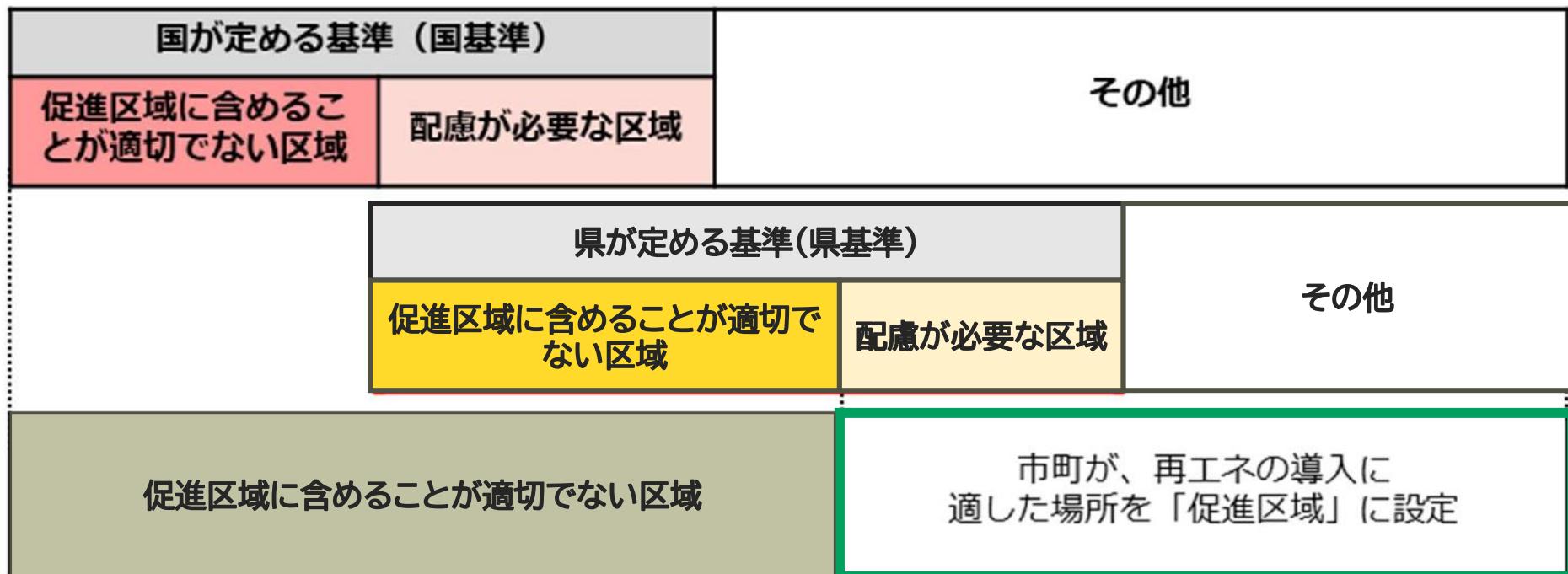
※ 1 発電事業者となる場合も考えられます

図2-3 本市における地域脱炭素化促進事業のイメージ

2-1 制度の概要

③ 促進区域とは

- ・ 地域脱炭素化促進事業を可能とする区域で、環境省令(国基準)および都道府県が定めた基準(県基準)に基づき、市町村が定めることとされています。
- ・ 本市では、栃木県気候変動対策推進計画別冊の考え方を基に、有識者および地域関係者により構成された検討会や、地域説明会での意見を踏まえて、促進区域を設定しました。



栃木県環境森林部気候変動対策課、栃木県気候変動対策計画別冊(令和6年3月)から引用

図2-4 国基準と県基準に基づく促進区域の設定イメージ

2 地域脱炭素化促進事業制度とは

P.10

2-2 事業の申請・認定

- 本事業は、事業者が地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市や地域関係者が一緒に各取組を検討するものです。※市が再生可能エネルギー事業に取り組むわけではありません。
- 事業者から申請があった際には、協議会において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項(各取組)の内容について協議や認定を行います。
- 協議会は、市が主体となり、国・県等の関係機関、学識経験者、地域代表(自治会長等)、関連団体(産業や環境保全等)により構成するものとし、別途定めています。



図2-5 促進事業の認定・実施までの流れ

3. 地域脱炭素化促進事業を促進するための事項

3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.12

3-1 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定

- 本市では、気候変動対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標や施策等を踏まえ、以下の内容を設定しました。

促進に関する事項	内 容
① 地域脱炭素化促進事業の目標	再生可能エネルギー種ごとに以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none">太陽光発電(地上設置型、屋根設置型)：57MW中小水力発電：0.28MW温泉熱利用：50千GJバイオマス(家畜ふん尿を利用するバイオガス)発電：0.2MW
②促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	太陽光発電(地上設置型、屋根設置型)、中小水力発電、バイオマス(家畜ふん尿を利用するバイオガス)発電、温泉熱利用を対象とし、促進区域全体での発電規模は①の目標値とする。
③地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)	市全域とする。ただし、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに以下の範囲を除く(詳細はp21～25参照)。 <ul style="list-style-type: none">地上設置型太陽光発電：国・県の基準及び市の定める「促進区域から除外すべき範囲」バイオマス発電：国・県の基準における「促進区域から除外すべき範囲」水力発電、屋根設置型太陽光発電、温泉熱利用：国の基準における「促進区域から除外すべき範囲」
④地域の脱炭素化のための取組	以下を検討し、市内での「エネルギーの地産地消」に寄与する取組とする。 <ul style="list-style-type: none">地域資源を活用して発電した電気や熱を自家消費、もしくは市内での消費に努めること蓄電池や蓄熱設備等の導入により有効活用に努めること
⑤地域の環境の保全のための取組	<ul style="list-style-type: none">地域脱炭素化促進施設の規模、配置等に応じて、関連法令や市の条例・ガイドライン等(詳細は参考資料を参照)を遵守し、景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境等への影響について十分に配慮すること市で公表しているゾーニングマップ解説書内における環境配慮事項を確認し、必要と考えられる取組を実施すること
⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	以下のいずれかに該当する取組とする。 <ul style="list-style-type: none">地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に関する課題解決に資すること地域企業の参画や、地域人材の育成・雇用創出等による地域活性化に資すること那須塩原市気候変動対策計画で定める“脱炭素社会実現を目指す緩和策”や“気候変動による影響への適応策”に資すること

3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.13

3-2 各項目の解説

① 地域脱炭素化促進事業の目標 および ② 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模



わかりやすく
解説

この事業の **目標** (何をどのくらいやるか) と**設備** (どんな設備を導入するか) を設定

◎具体的な目標と設備の種類及び規模は以下の通りです。

気候変動対策計画で定めた再生可能エネルギーの導入目標「2030年度までの追加導入容量」を基に、地域的な特徴を踏まえて設定しました。

太陽光発電

(屋根設置型 | 地上設置型)



57 メガワット
MW

中小水力発電

(小さなダムなどで水の力を使う発電)



0.28 メガワット
MW

温泉熱利用

(温泉の熱で暖房などに使う)



5万 ギガジュール
GJ

バイオガス発電

(家畜の糞や尿を使って発電)



0.2 メガワット
MW

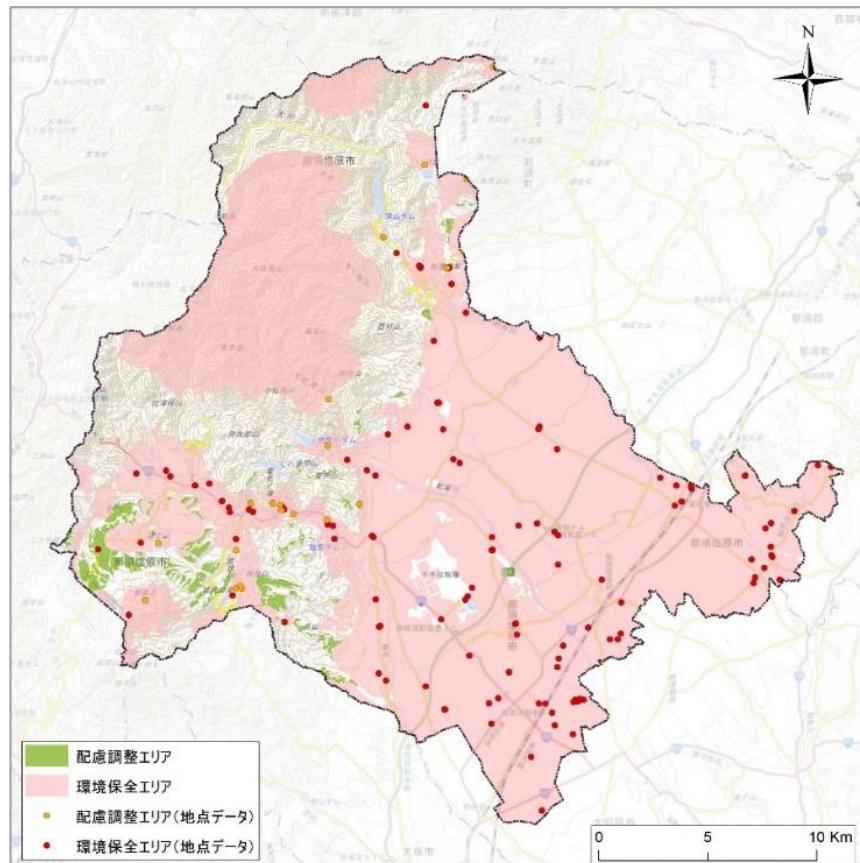
3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

P.14

3-2 各項目の解説

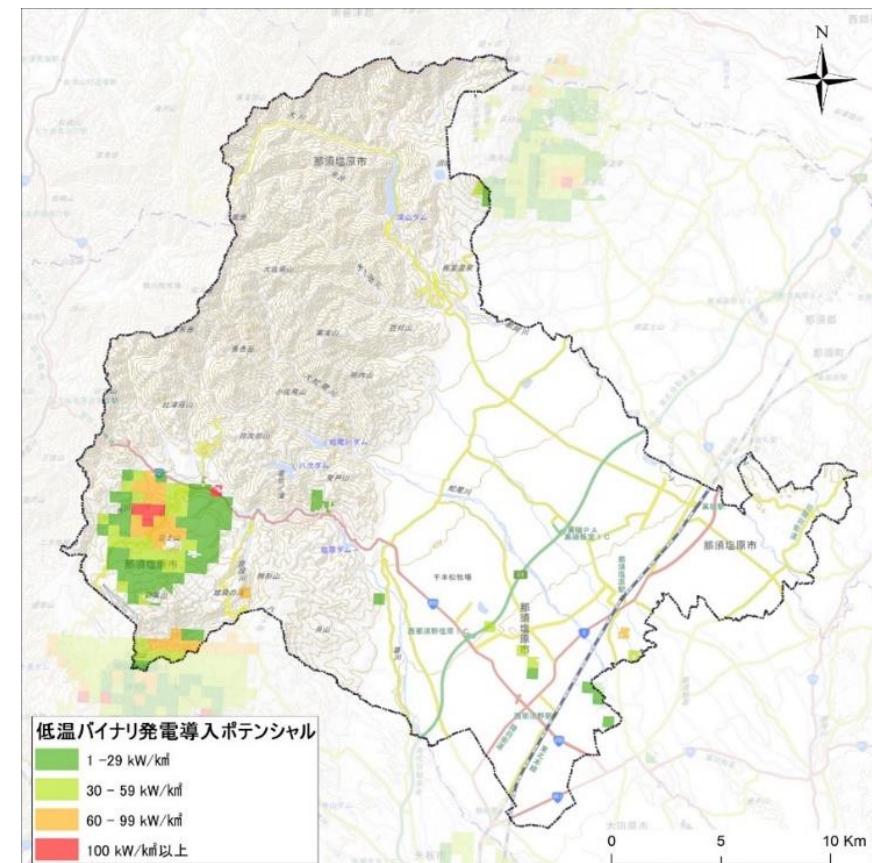
① 地域脱炭素化促進事業の目標 および ② 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

- 本市には、既存調査結果から風力発電、地熱発電等の導入ポテンシャルが分布しています。
- 風力発電や地熱発電など対象外の再生可能エネルギーであっても、事業者から提案を受けた事業予定地等については、必要に応じて個別に促進区域の設定を検討します。



再生可能エネルギーゾーニングマップ,令和6年3月

図3-1 風力発電におけるゾーニングマップ



環境省HP,REPOS(搭載データ)を基に作成(<https://repos.env.go.jp/web/>)

図3-2 地熱（低温バイナリ）発電導入ポтенシャル

3-2 各項目の解説

【参考】本市の再生可能エネルギーの導入実績の推移

- 本市の再生可能エネルギーの導入実績は、太陽光発電が361MW(メガワット)と最も多く、全体の9割以上を占めています。

	区域の再生可能エネルギーの導入設備容量 [kW]				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
太陽光発電（10kW未満）	17,200	18,382	19,932	21,778	23,344
太陽光発電（10kW以上）	170,434	189,676	191,755	325,643	337,955
風力発電	0	0	0	0	0
水力発電	1,355	1,355	1,355	1,398	1,398
地熱発電	0	0	0	0	0
バイオマス発電 ※2	1,240	1,240	1,240	1,240	1,240
再生可能エネルギー合計	190,229	210,653	214,282	350,059	363,937

※1：再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」（平成23年法律第108号）に基づくFIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP制度への移行認定を受けていない設備等は、値に含まれません。

※2：バイオマス発電の導入設備容量は、FIT・FIP制度公表情報のバイオマス発電設備（バイオマス比率考慮あり）の値を用いています。

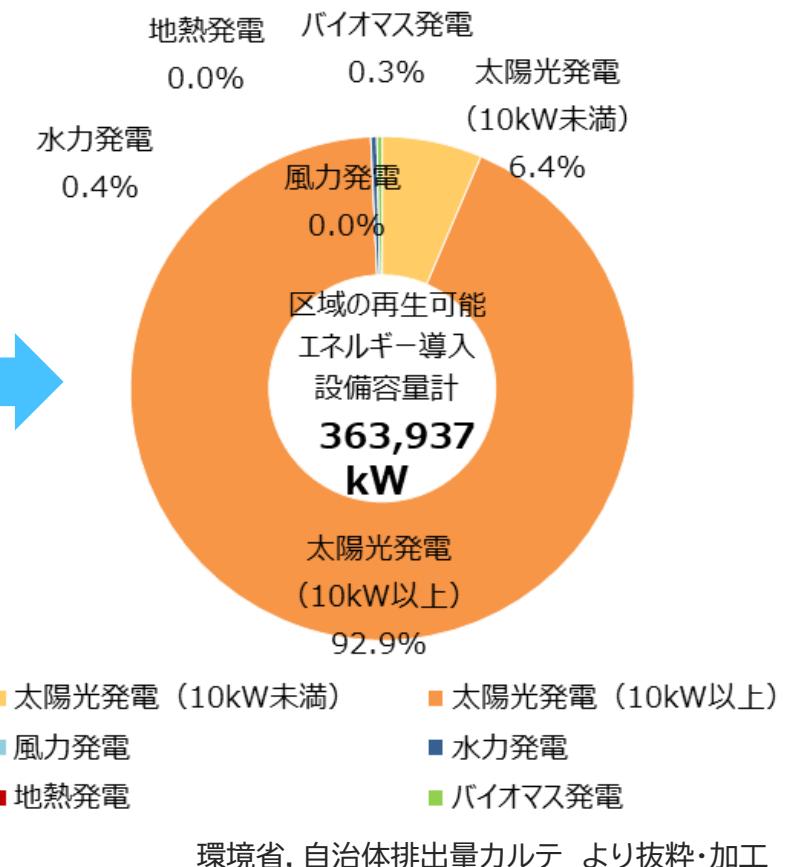


図3-3 本市の再生可能エネルギー導入実績（設備容量）

3-2 各項目の解説

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



わかりやすく
解説

この事業を どこでやるか (促進する区域) を設定

- ◎ 促進区域は対象となる再生可能エネルギーの種類により異なります。具体的な範囲は次ページ以降に示します。

国や栃木県で定められている基準や再生可能エネルギーゾーニングマップ※1を基に、地域への影響を踏まえ、景観や環境等に配慮した区域を設定しました。

この事業の対象となる区域は、

原則として 市全体 が対象です。

ただし、国や県、市が定めた除外すべき場所は除きます。

様々なガイドラインで制限される場所

自然に悪影響を与える可能性がある場所

景観や自然保护の観点から推進すべきではない場所など

国の基準=地球温暖化対策推進法施行規則第五条の二第一項で掲げられている「促進区域に含めない区域」

県の基準=栃木県気候変動対策推進計画別冊 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準
における「促進区域に含めることが適切でない区域」

市の定め=ゾーニングマップにおける「保全エリア」(太陽光発電のみ)

※1 再生可能エネルギーゾーニングマップ、令和6年3月

市HP(<https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/soshikikarasagasu/cn/simin/15727.html>)

3-2 各項目の解説

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)

太陽光発電

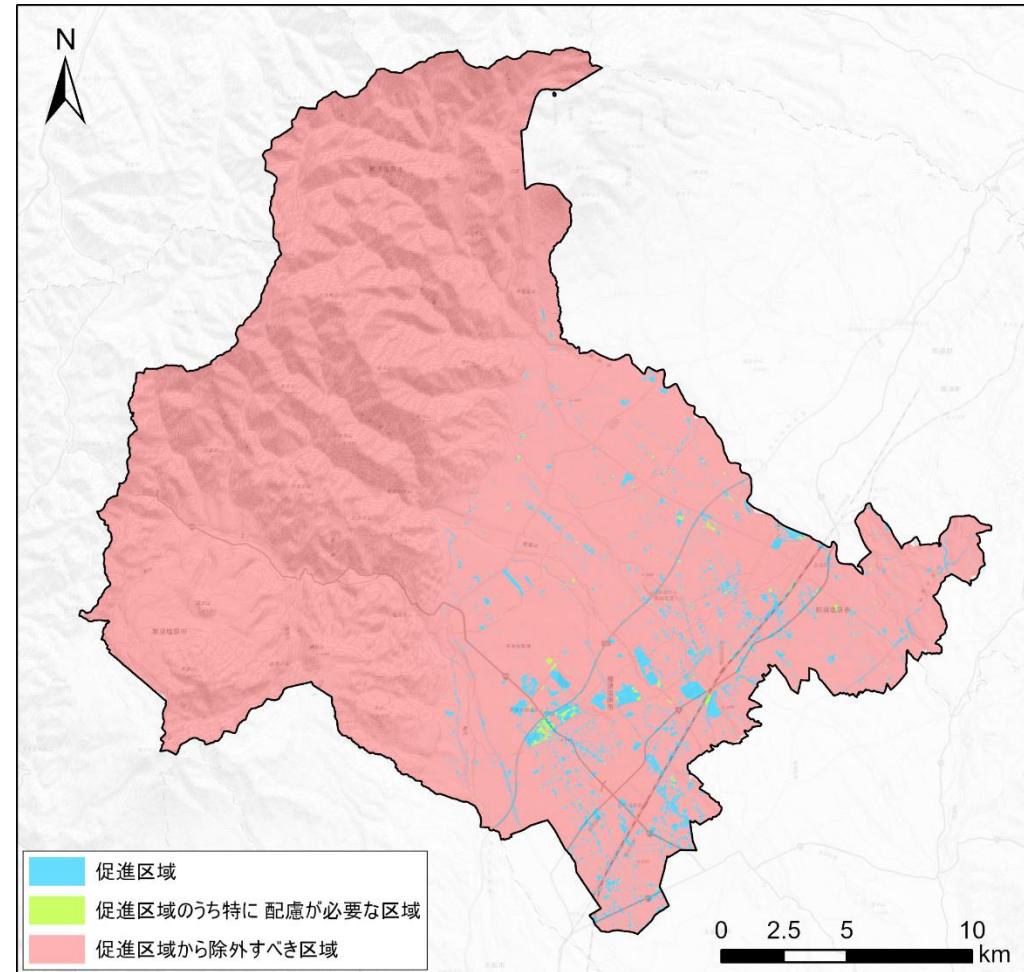
(地上設置型)

■ 促進区域から除外すべき区域

国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 国指定、県指定自然環境保全地域(特別地区、普通地区) | 鳥獣保護区(特別保護地区) | 街道景観形成地区、景観形成重点地区 | 保安林 | 国有林、地域森林計画対象民有林 | 農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地※1 | 河川区域、河川保全区域 | 砂防指定地 | 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 | 国指定重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群・重要文化的景観の指定地等 | 県または市指定有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地等 | 生息地等保全協定区及び規則で定める希少野生動植物種が生息・育成するエリア | 用途地域(住居系) | ボランティア活動フィールド | 巨樹・巨木林 | 保護林 | 緑の回廊 | 主要な眺望点(道の駅や展望台等) | 現況地目:山林※2

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

第2種、第3種農地※1 | 埋蔵文化財包蔵地 | 鳥獣保護区(特別保護地区以外) | 日本遺産として認定されたストーリーの構成要素となる文化財等のうち、重要文化財、有形文化財、史跡に係る区域の境界から50メートル以内の区域 | 特定植物群落 | 植生自然度の高い地域 | KBA(生物多様性重要地域) | 自然景観資源等の視対象 | 山地災害危険地区 | なだれ危険箇所 | 雪崩危険箇所 | 洪水浸水想定区域(河川・ため池) | 用途地域(工業系・商業系) | 住居、保全対象からの距離(~100m)



※1 農地区分については明確な区域を図化できないため、図では用途地域内の農地を第2種・第3種農地、それ以外を第1種として整理

※2 図では現況地目のかわりに高解像度土地利用土地被覆図(JAXA, 地球観測衛星データサイト)の情報を使用

図3-4 太陽光発電（地上設置型）の促進区域

3-2 各項目の解説

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



太陽光発電
(屋根設置型)



温泉熱利用

■ 促進区域から除外すべき区域

自然環境保全地域 | 国立・国定公園(特別保護地区、
第1種特別地域) | 国指定鳥獣保護区(特別保護地区)

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

国立公園(第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 砂防指定地
| 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 保安林

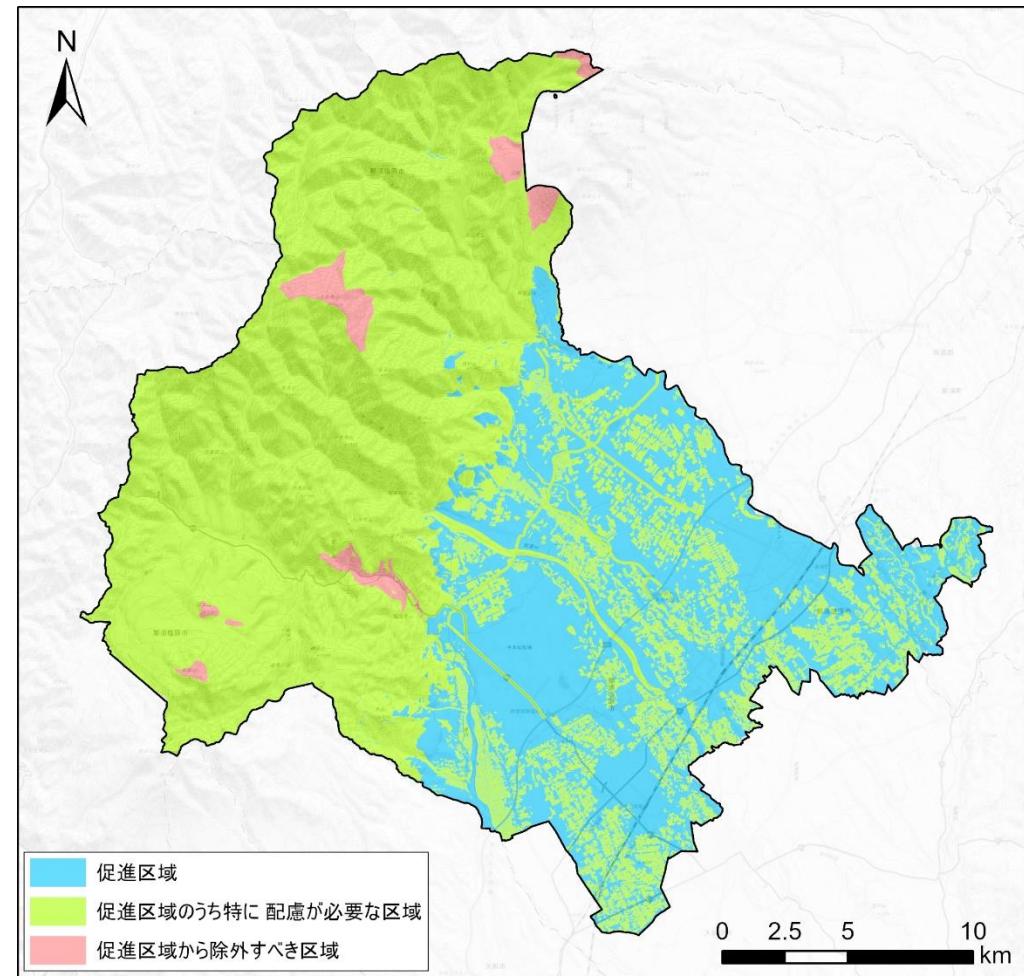


図3-5 太陽光発電（屋根設置型）および
温泉熱利用の促進区域

3-2 各項目の解説

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



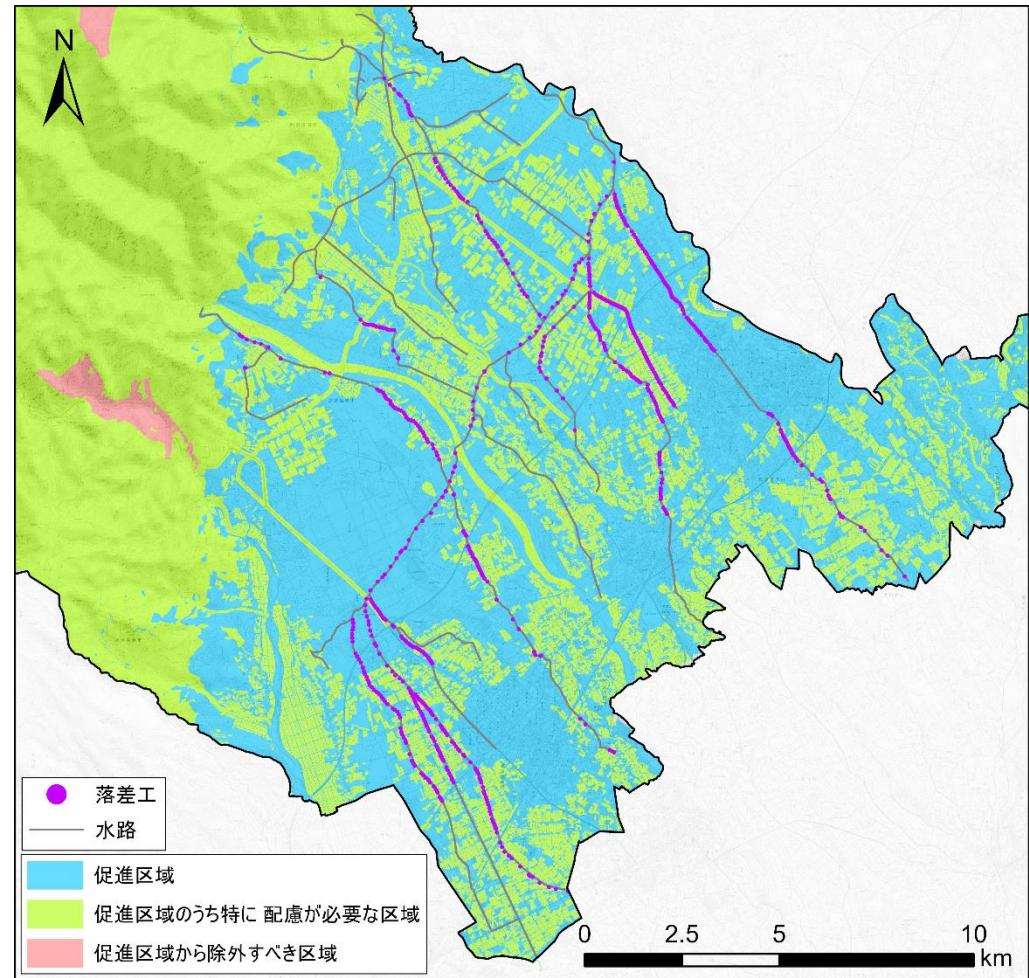
中小水力発電

■ 促進区域から除外すべき区域

自然環境保全地域 | 国立・国定公園(特別保護地区、第1種特別地域) | 国指定鳥獣保護区(特別保護地区)

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

国立公園(第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 砂防指定地
| 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 保安林



※ 図中の水路および落差工は参考情報となります。中小水力発電のポテンシャルが分布する場所として、市での調査結果を示しています。図中に含まれていない河川や水路で地域脱炭素化促進事業を検討される場合は、計画地における促進区域の条件(区域)をご確認ください。

図3-6 中小水力発電の促進区域

3-2 各項目の解説

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)



バイオマス(家畜ふん尿を利用したバイオガス)

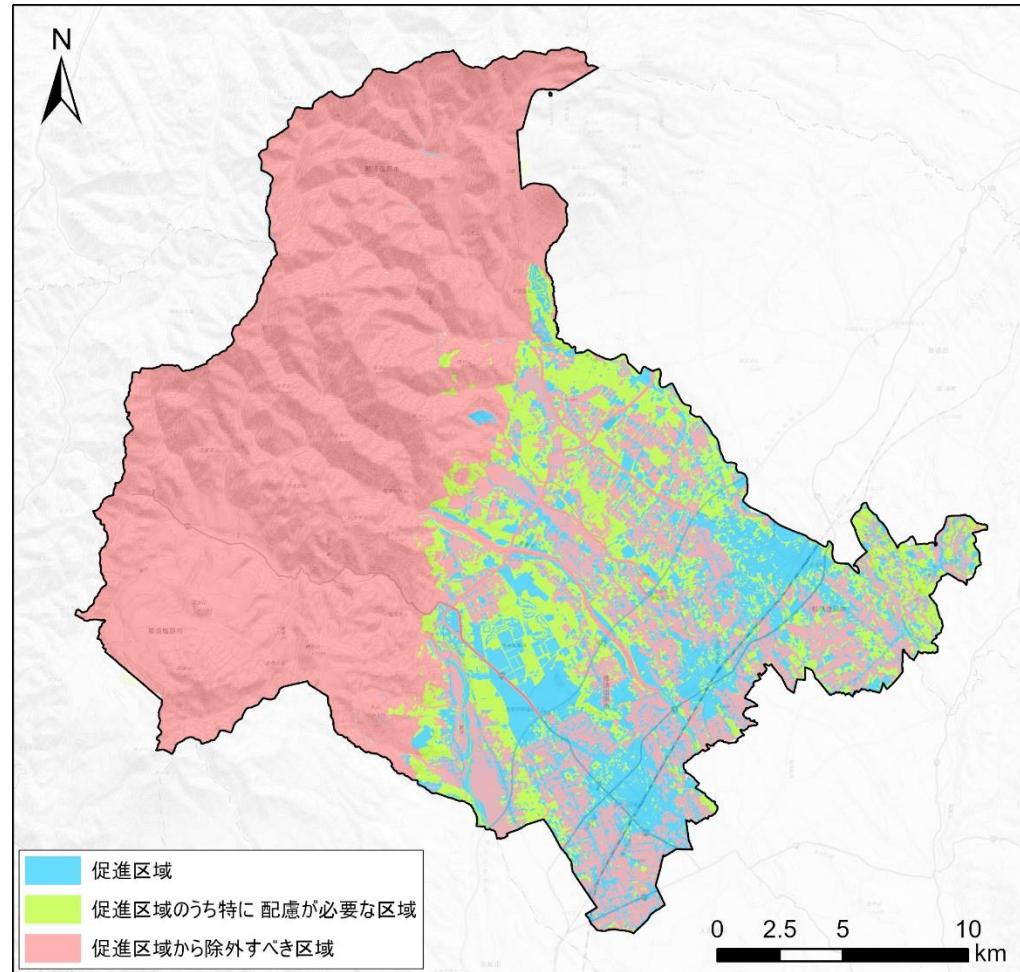
■ 促進区域から除外すべき区域

国立公園(特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種保護地域、普通地域) | 国指定、県指定自然環境保全地域(特別地区、普通地区) | 鳥獣保護区(特別保護地区) | 街道景観形成地区、景観形成重点地区 | 保安林 | 農用地区域、甲種農地、第1種農地^{※1} | 河川区域、河川予定地 | 砂防指定地 | 地すべり防止区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 | 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 | 重要文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群の指定地等 | 有形文化財・史跡・名勝・天然記念物の指定地

■ 促進区域のうち、特に配慮が必要な区域

国有林、地域森林計画対象民有林(保安林以外) | 鳥獣保護区(特別保護地区以外) | 第2種、第3種農地^{※1} | 河川保全区域 | 埋蔵文化財包蔵地

※促進区域内であれば、地域脱炭素化促進事業が可能という訳ではありません。設備の規模や立地を踏まえ、周辺環境への配慮や地域との調整を図り進める必要があります。



※1 農地区分については明確な区域を図化できないため、図では用途地域内の農地を第2種・第3種農地、それ以外を第1種として整理

図3-7 バイオマス発電の促進区域

3-2 各項目の解説

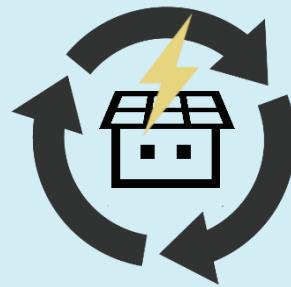
④ 地域の脱炭素化のための取組



市内のエネルギーの地産地消に向けた取り組みとなるようにします

◎ 地域の脱炭素化のための取組は、エネルギーを「地元で作って、地元で使う」ことを目指します。

市内で使う



作った電気や熱は、できるだけ
自家消費、市内で使うようにする

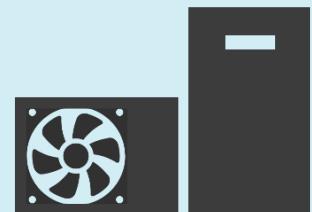
ムダなく使う

電気を貯める



「蓄電池」

熱を貯める



「ヒートポンプ式給湯器」
「蓄熱式暖房機」

3-2 各項目の解説

⑤ 地域の環境の保全のための取組



わかりやすく
解説

地域の環境に配慮した事業となるような取り組みにします

- ◎ 地域の環境の保全のための取組は、再生可能エネルギー設備の導入にあたり、本市の自然環境や住みやすさを損なわぬよう十分に配慮します

生活環境や希少な動植物の環境に配慮する

地域脱炭素化促進施設の規模、配置等に応じて、関連法令や市の条例・ガイドライン等を守り、
景観、騒音、反射光、水質、臭い等の生活環境、
希少な動植物の生息・生育環境等への影響について十分に配慮する

環境配慮に必要な取り組みを行う

市が公表している[ゾーニングマップ解説書](#)
(導入に適切な場所を示す地図を詳しく解説したもの)
について、環境に配慮すべきことを確認し、必要な取り組みを行う

3-2 各項目の解説

【参考】各種ガイドライン等一覧

- 環境の保全のための取組について、参考となるガイドラインを整理しました。
- 地域脱炭素化促進事業に関わらず、事業を計画する際にご確認ください。

再生可能エネルギー種	参考となるガイドライン等
太陽光発電 (地上設置型、屋根設置型)	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(令和2年3月環境省) 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) 「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」(令和4年5月栃木県) 「那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」(令和4年4月那須塩原市) 「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市) ※地上設置型のみ 「那須塩原市再生可能エネルギーゾーニングマップ」(令和6年3月那須塩原市) ※地上設置型のみ
中小水力発電	「事業計画策定ガイドライン(中小水力発電)」(平成29年1月資源エネルギー庁) 「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) 「小水力発電設置のための手引き」(令和5年3月国土交通省水管理・国土保全局) 「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)
バイオマス(家畜ふん尿を利用したバイオガス)発電	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」(令和3年7月環境省) 「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」(令和5年10月資源エネルギー庁) 「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」(令和2年12月那須塩原市)
温泉熱利用	「温泉熱有効活用に関するガイドライン」(平成31年3月環境省自然環境局)

3-2 各項目の解説

⑥ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組



地域の経済や社会を良くするための取組にします

- ◎ 再生可能エネルギー設備の設置を、地域の発展や生活の質の向上につなげるようになります。
例えば、以下のような取組が考えられます。

地域のまちづくり、交通、防災、観光、農業等に役立つこと



駅前の再開発にもなる脱炭素化



EVバスの導入

電気自動車、電動アシスト自転車(E-BIKEなど)



農業の維持支援

市の気候変動対策計画に沿った、脱炭素や災害への備えにも貢献



グリーンスローモビリティの導入

温泉街での空き店舗対策の推進支援



災害時の非常電源に活用

地元の企業や人が関わって、新しい仕事や雇用を生み出す



ワーケーションや雇用の創出人材育成



酪農生産物のブランド化

地元企業による事業実施、維持管理等

3-3 留意事項

- 促進区域であれば、すぐに再生可能エネルギー設備を導入できるという訳ではありません。設備の規模や立地を踏まえ、周辺環境への配慮や地域との調整を図りつつ、進める必要があります。
- 「促進区域のうち特に配慮が必要な区域」とは、除外まではいかないが、国立公園(第2・3種特別地域・普通地域)などが分布しているため、事業の実施に当たっては特に配慮が必要な区域となります。
- その他、促進区域の詳細や、地域脱炭素化促進事業の申請・認定について確認したい場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

那須塩原市 環境戦略部 カーボンニュートラル課

住所 : 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地 2

電話 : 0287-73-5651

Fax : 0287-62-7202

那須塩原市ホームページ : <https://www.city.nasushiobara.tochigi.jp/>